■第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

- 1. 国の基本指針の見直しについて
- 2. 令和5年度における成果目標等
- 3. 重点事業
- 4. 障害福祉サービスの見込量の推計と確保の方策
- 5. 障害児サービスの見込量の推計と確保の方策
- 6. 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策



1. 国の基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の第5期及び第1期計画の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期及び第2期計画の作成にあたって、国では、社会保障審議会障害者部会で議論を経て、「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針(令和二年厚生労働省告示第二百一三号)」(以下「国の基本指針」といいます。)が告示され、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る基本指針が一部改正されました。

これを踏まえ、国の基本指針に即して、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 において、市として取り組むべき事項及び成果目標等を定めます。

基本指針の見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

【福祉施設から一般就労への移行等】

「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就 労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移 行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援 A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。

就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標についても合わせて設定することとする。



このほか、以下の取組を進めることが望ましい。

- ①農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
- ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
- ③高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

【発達障害者等支援の一層の充実】

発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる 医療機関等を確保することが重要である。

【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への 参加や包容(インクルージョン)を推進することが重要である。

障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとすることが必要である旨を記載するとともに、入所児童の 18 歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る。

保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、以下が追加されている。

- ・障害児通所支援の実施にあたって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討 する必要があること。
- ・ 難聴児支援にあたって、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障害)等 を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であるこ と。

特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、以下が追加されている。



- ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援にあたってその人数やニーズを把握する 必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること。
- 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、 家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握及びニーズの多様化 を踏まえ、協議会等の活用による地域における計画的な短期入所の運営が必要 であること。

【相談支援体制の充実・強化等】

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・ 充実に向けた検討を行うことが必要である。

【障害者の社会参加を支える取組】

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。

読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視 覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏ま え、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある。

【障害福祉サービス等の質の向上】

近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、 改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が 真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福 祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

【障害福祉人材の確保】

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・ 広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である。



2. 令和5年度における成果目標等

「市町村障害福祉計画」並びに「市町村障害児福祉計画」では、国の基本指針に即して定めるものとされており、国の指針では、次の各事項において成果目標等を設定するよう示されています。本計画においては、本市及び圏域の状況、県の計画等を勘案し、下記のとおり成果目標及び活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、国の基本的な考え方に基づいた令和5年度末における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- ○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 〇令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。

■石巻市の目標設定

項目	数値	備考
令和元年度末時点の 入所者数(A)	120人	令和元年度末時点入所者数
 【目標値】 令和5年度末の	8人	入所施設からグループホーム等への移行見込者数
地域生活移行者(B)	6.7%	移行割合(B/A)
【目標值】 施設入所者 削減目標数(C)	2人	令和5年度末の削減見込者数 削減割合 1.7% (C/A)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療(精神科医療・一般医療)、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助けあいが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計



画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

本市では、石巻市女川町自立支援協議会を活用し、精神科医療関係者を交えた協議の場を設置します。また、状況に応じ、社会資源を共有する東松島市を含む石巻圏域においても協議できる環境を整備します。

■石巻市の活動指標

項目	計画値			
項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の 開催回数	1 🗆	1 🛭	1 🗆	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場へ の関係者の参加者数	8人	8人	8人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場に おける目標設定及び評価の実施回数	1 🗆	1 🗆	1 🗆	
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人	
精神障害者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人	
精神障害者の共同生活援助利用者数	67人	71 人	76人	
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人	0人	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、 障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく 提供できる仕組みを構築することを目的に、地域支援のための拠点の整備や、地域の 事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備のことをいいます。

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活 支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検 討することを基本としています。

本市では、地域の事業者が機能を分担する面的整備として、令和元年度に基幹相談 支援センターを中心とした緊急時等の相談支援対応においての体制整備を行いました。 今後は、障害のある人の地域での暮らしを支えるため、その機能が充分活用されるよ



う、障害のある人や家族に情報提供を行うとともに、石巻市女川町自立支援協議会において、機能の充実を図るための検討や協議を行い、地域支援体制を推進していきます。

■石巻市の目標設定

項目	目標		
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及 び検討の実施回数	20	20	20

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、国の基本的な考え方に基づいた令和5年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 〇福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労 に移行する者は、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを 基本とする。
- ・ 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数は、令和元年度移行実績の 1.3 倍以上とする。
- ・ 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和元年度移行実績の 1.26 倍以上とする。
- ・ 就労継続支援 B 型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和元年度移行実績の 1.23 倍以上とする。
- ○障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 〇就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着 率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。



■石巻市の目標設定

項目	数値	備考
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者(A)	17人	
就労移行支援事業の利用者数(B)	13人	令和元年度において、福祉施設を 退所し、一般就労した者の数
就労継続支援A型事業の利用者数(C)	2人	返別し、一般就力した自の数
就労継続支援B型事業の利用者数(D)	0人	
	22人	
令和5年度の一般就労移行者数(E)	1.29 倍(E/A)	
就觉我怎去掉事类の利用老物(广)	17人	・
就労移行支援事業の利用者数(F) 	1.3倍(F/B)	令和5年度において、福祉施設を 退所し、一般就労に移行する者の
就必继续主控入刑吏举利田老物(0)	3人	数
就労継続支援A型事業利用者数(G)	1.5倍(G/C)	
就必然结本拉口刑事类利用类数(11)	2人	
就労継続支援B型事業利用者数(H) 		
【目標値】 就労定着支援事業の利用率	7割	令和5年度における就労移行支援 事業等を通じて一般就労に移行す る者のうち、7割を就労定着支援 利用者とする。
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上 の事業所数の割合	7割	令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8 割以上の事業所数の割合を7割とする。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国の基本的な考え方に基づいた令和5年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- ○重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育 所等訪問支援の充実。
- 〇令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本と する。
- ○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■石巻市の目標設定

項目		目標
児童発達支援センターの設置		令和5年度末時点の設置数 1か所
保育所等訪問支援の利用体制		令和5年度末時点の事業所 の数 2か所
主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所及び放課後等デイサ	児童発達支援事業所	令和5年度末時点の事業所 の数 1か所
元達又援事業所及び放訴後等ナイザ ービス事業所の確保 	放課後等デイサービス事業所	令和5年度末時点の事業所 の数 2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		令和3年度に石巻市・女川町 圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネー	ターの配置見込人数	令和3年度:2名 令和4年度:2名 令和5年度:2名

※児童発達支援センター:施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

指定特定・指定障害児相談支援事業所は、全国(平成31年4月1日時点)で10,202か所、従事する相談支援専門員の数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっています。

基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846か所)が設置しています。

計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大 したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップ を含め、相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設 置も進んでいます。

一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業 所が多いことから、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた 取組が求められています。

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を確保することを基本としています。

石巻市においては、平成26年度から石巻市・女川町圏域で基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の構築を図っていますが、更なる相談支援体制の充実・強化を目指します。

■石巻市の活動指標

T	計画値		
項 目 	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な 指導・助言件数	120件	120件	120件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	28 件	28件	28件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80 🗆	80 🗆	80 🗆



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望まれます。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

石巻市においては、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」を実施する体制を構築します。

■石巻市の活動指標

	計画値			
項 目 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の 研修への市職員の参加人数	20人	20人	20人	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果 を分析してその結果を事業所や関係自治体等と共有す る回数	1 🗆	1 🗆	1 🛭	



(8) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及び家族等への支援として、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム **やペアレントトレーニング **等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要です。

石巻市では、石巻市かもめ学園において、ペアレントプログラムを実施するとともに、宮城県と連携、協力しながら、ペアレントメンターの研修及びピアサポート活動への参加を促進し、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保に向け、取り組んでまいります。

■石巻市の活動指標

	計画値		
項 目 L	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の 支援プログラム等の受講者数	7人	7人	7人
ペアレントメンター*の人数	5人	6人	7人
ピアサポート *の活動への参加人数	5人	6人	7人

^{*} ピアサポート:ピア(peer)とは、「仲間、同輩、対等者」。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る 感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自 立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも実施されている。



-

[※] ペアレントプログラム: 厚生労働省が推進する発達障害者支援策の一つで、子育てに困難を感じる保護者を対象 とした支援プログラム。保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階での、最初の ステップとして開発されたプログラム。

^{**} ペアレントトレーニング:ペアレントプログラムと同じく子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。子どもの特性を理解し、問題行動の減少を目標としたトレーニングであり、専門性が求められる内容となっている。

[※] ペアレントメンター:メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、一定の研修を受け、その育児経験を活かし、同じような発達障害のある子を持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供等の活動を行っている。

3. 重点事業

第4次障害者計画の重点施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定しました。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

第4次	基本目標1 障害による差	別をなくし、支えあう市民意識の)醸成
障害者計画	施策 1-1 障害を理由とする差別の解消の推進		
重点事業	広報・啓発活動の推進		
概要	障害による差別を解消するため、地域の障害者等の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。 第5期障害福祉計画では、理解啓発のための講演会や研修会等を行いましたが、より効果的な理解啓発活動として、障害のある人との交流や体験的なイベントなども行っていきます。		
指標	講座・イベント等開催及び団体等による啓発活動の回数		
- 1 1	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	7回	10回	15回

(2) 相談支援体制の確保

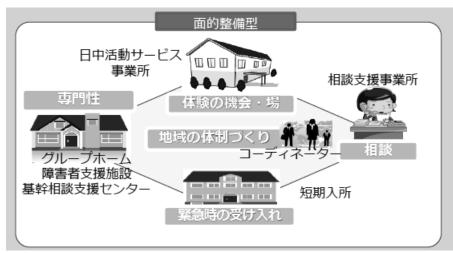
第4次	基本目標2 安心して暮らる	すための支援体制の推進	
障害者計画	施策2-1 相談支援体制の確保		
重点事業	相談機能の充実		
概要	障害のある人やその家族からの様々な相談に対応できるよう、相談対応にあたる 職員等のスキルアップを図るとともに、身近でわかりやすい相談支援体制を構築し ます。		
指標	市職員及び相談支援員(委託相談支援事業所)の研修会の参加延人数		
- 1 1	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	60人	60人	60人



(3) 生活支援体制の充実

第4次	基本目標2 安心して暮らる	すための支援体制の推進	
障害者計画	施策2-3 生活支援体制の充実		
重点事業	地域生活支援拠点等の機能の充実		
概要	障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築に向けて、現状の課題を把握し、 地域生活支援拠点等の必要な機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機 会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の強化、充実を図ります。		
指標	グループホームを体験利用した人数(体験の機会・場を提供する機能)		
-1	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	6人	8人	10人

地域生活支援拠点面的整備型のイメージ



※厚生労働省HPより

(4)発達・療育支援環境の充実

第4次	基本目標3 児童の発達支	援や療育体制の推進	
障害者計画	施策3-1 発達・療育環境の充実		
重点事業	障害児への切れ目のない支援体制の構築		
概要	ライフステージに応じた支援体制整備に向け、切れ目のない障害児支援の拠点と なる施設(児童発達支援センター)の設置を目指します。		
指標	児童発達支援センターの設置		
- 1 1	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	検討(役割・機能)	検討(事業内容)	設置



(5) 多様な就労への支援

第4次	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくり				
障害者計画	施策4-1 多様な就労への支援				
重点事業	障害者施設等からの物品購入等の推進				
概要	福祉的就労における工賃向上のため、就労支援施設の受注拡大を支援し、働く障害者の自立と社会参加促進を図ります。				
指標	就労支援施設等製品販売会の開催日数				
-1 -= / +	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
計画値	50日	55日	60日		

(6) 一般就労の推進

第4次				
障害者計画				
重点事業	雇用・就労の促進			
概要	ハローワークや石巻地域就業・生活支援センターと連携し、一般就労を支援します。			
指標	管内企業の障害者雇用率 [※] 令和元年 2.08% 令和2年 2.12% (法定雇用率 2.3% ※令和2年までは2.2%)			
=1.=z./±	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
計画値	2. 20%	2. 25%	2. 30%	

(7) 移動支援の充実

第4次	基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくり				
障害者計画	施策5-1 移動支援の充実				
重点事業	移動支援系(行動援護・同行援護・移動支援)サービスの充実				
概要	移動が困難な対象者の社会参加促進のため、適切に対応できるよう、体制を整備します。				
指標	サービスの利用者数				
-11-	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
計画値	176人	188人	200人		

^{**} **障害者雇用率**: 障害者雇用促進法に基づき、一定割合の障害のある人を雇用するように義務づけられている割合で、雇用義務のある障害者は、身体障害者又は知的障害者であるが、平成30年4月から新たに精神障害者を追加。



115

4. 障害福祉サービスの見込量の推計と確保の方策

障害福祉サービスの見込量推計にあたっては、本市の人口動態と「障害福祉に関するアンケート調査」結果のサービス別ニーズを参考に、サービスごとに見込量を算出しています。また、ニーズを踏まえた見込量に、以下に記載している【見込量の考え方】を勘案して、最終的な見込量の設定を行っています。

今後、人口減少、高齢化が進展していくことで、障害福祉分野において益々深刻な人材不足が予想されます。引き続き人材の確保を進めていくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

(1)訪問系サービス

【サービス内容】

事業内容
ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を
行います。
重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、
排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に
行います。
知的障害又は精神障害により行動が困難で常に介護が必要
な人に、行動するときの危険を回避するために必要な支援、
外出支援を行います。
視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出す
る際に必要な移動援助や視覚的情報の提供支援を行いま
す 。
常時介護が必要な障害者であって介護の必要性が非常に高
い人に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行
います。

【見込量の考え方】

〇現に利用している者の数、これまでの利用実績、障害者等のニーズ、施設入所者の 地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サ ービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用 者数及び量の見込を設定しています。



【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実利用者数	人	216	218	218	218
冶七八碳	利用量	時間/月	4,147	4,194	4,194	4,194
重度訪問介護	実利用者数	人	1	2	2	2
里皮切凹八碳	利用量	時間/月	352	704	704	704
行動援護	実利用者数	人	13	14	17	21
IJ 到I及吱	利用量	時間/月	85	91	110	136
同行援護	実利用者数	人	3	4	6	7
UTJ I友谚	利用量	時間/月	18	24	36	42
重度障害者等	実利用者数	人	0	0	0	0
包括支援	利用量	時間/月	0	0	0	0

- ○安定したサービス提供ができるよう、サービス提供事業者の確保が必要です。
- ○訪問系サービスは、自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障害者のニーズに応じたサービスの提供を図ります。
- 〇障害者の自己決定権を尊重し、障害者の程度や状態に応じたサービスが提供される よう、関係機関や事業者との連携を図ります。



(2)日中活動系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、施設で入浴、排泄、 食事の介護等を行うとともに、創作的活動などの機会を提 供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活を営むために必要な身体機能や生活能力 の維持、向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要 な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型(雇用型)、 B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとと もに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、就 労に伴う環境変化による生活面での課題に対応できるよう 企業や自宅への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助 言等の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設へ入所 し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	病院での長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を 必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、 介護及び日常生活の世話を行います。

【見込量の考え方】

- 〇現に利用している者の数、これまでの利用実績、障害者等のニーズ、施設入所者の 地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護 の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及 び量の見込を設定しています。
- 〇就労移行支援については、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定しています。
- 〇就労定着支援については、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設 の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込を設定しています。



【計画期間の見込量】

		単位	見込		推計	
		早世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実利用者数	人	414	416	418	420
生活介護	利用量	人日/月	7,505	7,543	7,579	7,615
	事業所数	事業所	20	20	20	20
	実利用者数	人	0	2	2	2
自立訓練 (機能訓練)	利用量	人日/月	0	18	18	18
	事業所数	事業所	0	1	1	1
	実利用者数	人	16	16	16	16
自立訓練 (生活訓練)	利用量	人日/月	218	218	218	218
	事業所数	事業所	4	5	5	5
	実利用者数	人	27	28	28	28
就労移行支援	利用量	人日/月	420	436	436	436
	事業所数	事業所	3	5	5	5
就労継続支援	実利用者数	人	30	31	32	33
A型(雇用	利用量	人日/月	626	647	668	688
型)	事業所数	事業所	2	2	3	3
就労継続支援	実利用者数	人	364	374	384	395
B型(非雇用	利用量	人日/月	6,770	6,961	7,174	7,352
型)	事業所数	事業所	22	22	23	23
+1,7,7,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,	実利用者数	人	3	5	7	10
就労定着支援	事業所数	事業所	1	1	1	2
	実利用者数	人	97	100	100	100
短期入所	利用量	人日/月	794	819	819	819
	事業所数	事業所	11	11	11	11
	実利用者数	人	31	31	31	31
療養介護	事業所数	事業所	0	0	0	0

※事業所数は、石巻圏域(石巻市、東松島市、女川町)の数値です。

- 〇日中活動を支援するニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるよう、 安定したサービス提供の体制の整備に努めます。
- 〇就労移行支援は、就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等の 関係機関と連携しながら、障害者雇用を促進するための情報提供に努め、就労支援 体制の整備を図ります。



(3) 居住系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
自立生活援助	施設を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方
	に、定期的に自宅を訪問し、日常生活の課題や健康状態など
	について確認を行い、必要な助言などの支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排
(グループホーム)	泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食
	事の介護等日常生活の支援を行います。

【見込量の考え方】

- 〇自立生活援助は、これまで利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定しています。
- 〇共同生活援助については、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、ひとり暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定しています。
- ○施設入所支援については、令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入 所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な 者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込 を設定しています。

【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
		半世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数	人	0	1	1	1
日立王冶抜助	事業所数	事業所	0	0	0	0
共同生活援助	実利用者数	人	210	215	220	225
六四王石坂功	住居数	戸	48	49	49	49
施設入所支援	実利用者数	人	120	120	119	118
地政人別又按	施設数	施設	2	2	2	2

※事業所数、住居数、施設数は、石巻圏域(石巻市、東松島市、女川町)の数値です。

- 〇共同生活援助(グループホーム)は、施設入所や入院から地域生活への移行を進めるための重要なサービスであり、今後も地域の理解を深めながら、事業者によるグループホームの整備を促進します。
- 〇地域移行後の支援体制について、適切なサービスが受けられる体制の充実に努める とともに、家族支援の充実や地域の理解促進を図ります。



(4) 相談支援

【サービス内容】

事業項目	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者等を対象に、支給決定を
	行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後
	において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し
	を行います。
地域移行支援	障害者施設などに入所している人や精神科病院に入院して
	いる人に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関
	する相談やその他の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の
	連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問等の
	必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

〇相談支援は、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者の うち地域生活への移行後に相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用 者数の見込を設定しています。

【計画期間の見込量】

		244 <i> </i> -L-	見込	推計		
		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数	人	276	317	317	317
可凹竹砂叉波	事業所数	事業所	10	10	10	10
地域移行支援	実利用者数	人	0	2	2	2
地域物门义版	事業所数	事業所	2	2	2	2
地域定着支援	実利用者数	人	0	2	2	2
地以此自义族	事業所数	事業所	2	2	2	2

※事業所数は、石巻圏域(石巻市、東松島市、女川町)の数値です。

- 〇障害のある人の課題の解決やサービスの提供のため、適切なサービス等利用計画の 作成やモニタリング(一定期間ごとに計画内容の見直し)に取り組みます。
- 〇サービスの調整等が円滑かつ継続的に提供されるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 〇石巻市女川町自立支援協議会を活用し、相談支援事業所間の連携、相談員の育成及 び資質の向上に努めます。



5. 障害児サービスの見込量の推計と確保の方策

【サービス内容】

事業項目	事業内容
児童発達支援	障害のある児童や発達に不安のある児童の未就学児を対象
	に、日常生活における基本的な動作の指導や知識などを習得
	し、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇
	中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供す
	ることにより、自立の促進と放課後の活動の場を提供しま
	す 。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う障害児や発達が気にな
	る児童を対象に、集団生活の適応のための専門的な支援を必
	要とする場合に、安定した利用ができるように当該施設を訪
	問し支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な児童に対し
	て、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う
	際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後に
	おいて、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを
	行います。

【見込量の考え方】

〇障害児福祉サービスは、児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等の ニーズ、平均的な1人当たり利用量、これまでの実績等を勘案して、利用児童数及び 量の見込を設定しています。

【計画期間の見込量】

		単位	見込		推計		
		半四	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	実利用者数	人	60	62	64	66	
児童発達支援	利用量	人日/月	636	657	678	699	
	事業所数	事業所	7	7	8	8	
	実利用者数	人	206	210	214	218	
放課後等デイサー ビス	利用量	人日/月	2,532	2,581	2,631	2,680	
	事業所数	事業所	17	18	19	19	
保育所等訪問支援	実利用者数	人	1	2	5	5	
	利用量	人日/月	2	4	10	10	
	事業所数	事業所	2	2	2	2	



		単位	見込		推計	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発	実利用者数	人	0	0	0	0
達支援	事業所数	事業所	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	人	48	54	60	66
	事業所数	事業所	10	11	11	11

※事業所数は、石巻圏域(石巻市、東松島市、女川町)の数値です。

- 〇障害のある児童が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通 所支援について事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行っていきます。
- 〇障害児支援サービスの利用実態やニーズの把握を行い、発達に応じた適切なサービスが提供できるよう、福祉、教育等関係機関との連携を図っていきます。



6. 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、市町村ごとに地域の実情やニーズに応じて実施 する事業です。

これまでの実績状況を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの3か年における各事業の見込量を定めて、事業の効果的かつ効率的な運用に努めます。

(1) 必須事業

①理解促進研修 • 啓発事業

地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修会、イベントの開催、啓発活動など行います。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計	
	半匹	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修•啓発事業	講座・広報等 の実施回数	3	5	5	5

【確保の方策】

〇より多くの人に障害に関する理解が広まるよう、継続して研修会等を開催すると ともに、体験型イベントの開催や様々な機会をとらえて、啓発活動に取り組んで いきます。

②自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計	
	半世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	補助金交付 件数	5	5	6	7



【確保の方策】

○障害のある人やその家族がお互いの悩みを共有したり、交流活動等を行うピアサポートや社会活動支援等の自発的活動を行う団体等への補助事業を継続して行います。

③相談支援事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容
障害者相談支援事業	相談支援事業所において、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域に おける相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報 収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行い ます。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証 人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神 障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計			
	半世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
障害者相談支援事業	実施か所	4	4	4	4		
	相談件数	13,000	13,000	13,000	13,000		
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有		
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有		

- ○多様な相談に対応するための相談員の質の向上、関係機関との連携強化を図ります。
- ○地域移行、地域定着を推進するため、相談支援体制の充実を図ります。



40成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者で判断能力が不十分な人について、財産管理や障害福祉 サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利 用促進を図ります。

【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計		
	単₩	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	市長申立 件数	3	3	5	5

【確保の方策】

〇制度の周知や後見人等支援、関係機関との情報共有等のため、関係機関とのネットワークの整備を進めます。

⑤意思疎通支援事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容				
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等との意思疎通を円滑にするため、社会福祉事 務所に手話通訳者を設置します。				
手話通訳者·要約筆記者派 遣事業	聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務の際に、 手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。				

【計画期間の見込量】

20, -, , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
	出位	見込		推計			
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1		
手話通訳者·要約筆記者 派遣事業	派遣件数	120	120	120	120		

- 〇障害福祉課に手話通訳者を設置し、窓口での相談や手続きがスムーズに行えるよう支援します。
- 〇地域における手話通訳者の育成のため、手話奉仕員に対し、手話通訳者養成講座 の受講を働きかけます。



⑥日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人などに対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具 *の給付や住宅改修の助成を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計	
	半世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用件数	20	22	22	22
自立生活支援用具	利用件数	20	20	20	20
在宅療養等支援用具	利用件数	41	40	40	40
情報•意思疎通支援用具	利用件数	75	75	75	75
排泄管理支援用具	利用件数	3,850	3,900	3,950	4,000
住宅改修	利用件数	10	10	10	10
合計	利用件数	4,016	4,067	4,117	4,167

【確保の方策】

〇用具の情報収集を行うとともに、利用者に対し情報提供や相談支援を充実させ、 障害特性に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

- ①介護・訓練支援用具
 - :特殊寝台や特殊マットなどの障害のある人の身体介護を支援する用具
- ②自立生活支援用具
 - :入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を 支援する用具
- ③在宅療養等支援用具
 - :電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害のある人の在宅療養などを支援する用具
- ④情報•意思疎通支援用具
 - : 点字器や人工喉頭などの障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具
- ⑤排泄管理支援用具
 - :ストーマ用装具などの障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品
- ⑥居宅生活動作補助用具
 - :障害のある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など



^{**} **日常生活用具**:障害のある人等の日常生活上の困難を改善・自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものとして6種類に分類

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等が地域でコミュニケーションを円滑に行えるよう、理解啓発などの 支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成 研修を行います。

【計画期間の見込量】

	単位 -	見込		推計	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	講座受講者数	0	30	30	30
	延登録者数	92	92	122	122

【確保の方策】

○聴覚障害者等が地域で安心して暮らせるよう、手話奉仕員養成講座及びフォロー アップ研修を実施し、手話技術の向上及び奉仕員の拡充を目指します。

8移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者又は障害児について、社会生活上必要不可欠な外出 及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施か所	15	16	16	16
	利用人数	153	159	165	172
	利用時間	6,020	6,260	6,510	6,770

【確保の方策】

〇障害者の社会参加促進のため、利用ニーズに対応し、適切な支援ができるよう、 サービス提供体制の整備に努めます。



⑨地域活動支援センター事業

地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動、社会との交流の機会を提供します。

【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施か所	6	6	6	6
	利用人数	41	41	41	41

【確保の方策】

〇就労支援等のサービスの利用が困難な利用者や精神障害者が地域で生活していく 上で安心して日中を過ごす場としてなど、多様な役割を担っており、引き続き、 事業者と連携し、サービスの提供体制を確保していくとともに、利用者の障害特 性に応じた対応など適切なサービス提供を図ります。

(2) 任意事業

【サービス内容】

りっし人内台	
事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽での入浴が困難な重度の身体障害者を対象に、
	訪問入浴車により自宅を訪問し、入浴介護サービスを提供
	します。
日中一時支援事業	障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図
	るため、日中、障害者等に対し、施設で活動の場を提供する
	とともに、日常的な訓練等を行います。
社会参加促進事業	障害者等のスポーツ・レクリエーション、文化活動等を行う
	障害者団体等に対し、活動に対する補助を行います。
声の市報発行事業	文字による情報入手が困難な重度の視覚障害者に対し、音
	声による声の市報を配布します。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知を図りま
	す。
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適
	切な支援を図るため、体制を整備します。(市虐待防止セン
	ターで実施)
自動車改造・	就労等のための自動車運転免許の取得や自動車改造に要す
運転免許取得費用助成事業	る経費を助成します。



【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	27	29	31	33
	利用回数	2,135	2,412	2,725	3,079
日中一時支援事業	利用人数	175	182	189	196
	利用回数	7,674	7,980	8,299	8,630
社会参加促進事業	補助金交付 件数	3	5	5	5
声の市報発行事業	配布実人員	25	25	25	25
成年後見制度普及啓発事 業	パンフレット 配布数	500	500	500	500
	講座実施回数	1	1	2	2
自動車改造•運転免許取 得費用助成事業	助成金交付 件数	12	12	12	12

【確保の方策】

〇サービス内容の周知を図り、必要なサービスの利用を促進します。

